

「新興市場等の信頼性回復・活性化策に係る協議会」の設置について

平成 23 年 2 月 9 日

1. 設 置

金融庁「金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン」(平成 22 年 12 月 24 日公表)で掲げられた我が国新興市場等の信頼性回復策及び活性化策について検討を行うため、「新興市場等の信頼性回復・活性化策に係る協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

2. 構成・運営

- (1) 協議会は、別紙により構成し、座長を置く。
- (2) 座長は、必要に応じ、関係者に出席を求めることができる。

3. 部会

- (1) 座長は、必要に応じ、部会を設置することができる。
- (2) 部会の委員は、座長が選任する。

4. スケジュール(予定)

平成 23 年 2 月 9 日に第 1 回会合を開催し、5 月上旬の第 2 回会合において中間取りまとめを行い、6 月下旬の第 3 回会合において具体的な取組の実施期限を明確にした「工程表」を作成・公表する。

5. 事務局

協議会の事務局は、証券取引所及び日本公認会計士協会の協力を得て、日本証券業協会が行う。

以 上